

入札公告

旧相馬農業高校飯舘校土地境界確定測量・地積更正登記業務委託について、次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 6 年 2 月 2 9 日

福島県教育委員会教育長 大沼 博文

1 入札に付する事項

- (1) 件名 旧相馬農業高校飯舘校土地境界確定測量・地積更正登記業務委託
- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び業務委託仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 6 年 1 0 月 3 1 日まで
- (4) 履行場所 業務委託仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次のアからエの条件を満たす者であり、かつ、土地家屋調査士法（昭和 2 5 年法律第 2 2 8 号）の規定に基づく業務の停止期間中の者でないこと。
 - ア 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人にあっては、福島県土地家屋調査士会の会員であること。
 - イ 公共嘱託登記土地家屋調査士協会にあっては、公益社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること
 - ウ 令和 3 年度及び令和 4 年度において、それぞれ調査及び測量を伴う登記事務の実績が 1 0 件以上ある者であること。
 - エ 補助者がいる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、上記 2（2）に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

- (1) 提出期限 令和 6 年 2 月 2 9 日（木）から令和 6 年 3 月 6 日（水）の午前 9 時から午後 5 時まで。（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(2) 提出場所 郵便番号 960-8688
福島市杉妻町2番16号
福島県教育庁財務課施設財産室
電話番号 024-521-7791

(3) 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、一般書留又は簡易書留郵便とし、令和6年3月6日(水)午後5時必着とする。

4 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和6年3月14日(木)午前10時30分

(2) 場所 県庁西庁舎4階 教育総務課分室

(3) その他 郵送による入札は、不可とする。

なお、持参により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む)100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他詳細は、入札説明書による。